

平成29年 第15回  
教育委員会臨時会会議録

平成29年7月25日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2477号

平成29年第15回臨時会

日 時 平成29年7月25日（火） 午後3時03分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 請願または陳情

- 1 西郷さん掲載の道徳検定教科書の採択をお願いする請願

日程第2 会議録の承認

第2465号 第2回定例会（平成29年2月13日開催）

第2466号 第4回臨時会（平成29年2月28日開催）

日程第3 審議事項

- 1 議案第55号 港区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

日程第4 協議事項

- 1 平成29年度港区指定文化財の諮問について（非公開）

日程第5 教育長報告事項

- 1 平成29年度第2回採用「港区奨学生（高校生）」の選考結果について
- 2 平成30年度使用教科書採択について（非公開）
- 3 平成29年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 4 生涯学習推進課の8月事業予定について
- 5 図書館・郷土資料館の8月行事予定について
- 6 8月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 皆さん、こんにちは。教育委員会の開会に先立ちまして、7月15日付で当委員会の説明員である教育委員会事務局幹部職員の異動がございましたので、ご紹介いたします。佐々木貴浩教育委員会事務局図書・文化財課長です。

○図書・文化財課長 佐々木です、よろしくお願ひいたします。

○教育長 なお本日は説明員の教育委員会事務局次長が、小学生海外派遣でオーストラリアに同行しているため欠席となります。

それでは、ただいまから平成29年第15回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

まず、本日の日程第4、協議事項及び日程第5、教育長報告事項の運営方について、お諮りいたします。

協議事項1「平成29年度港区指定文化財の諮問について」及び教育長報告事項2「平成30年度使用教科書採択について」は、本日非公開での会議を予定しております。そのため日程を変更して、協議事項1に続けて教育長報告事項2の報告を行い、その後日程を戻して報告事項1、報告事項3以降という順に報告を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、そのように進めさせていただきます。

(午後3時03分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いいたします。

## 日程第1 請願または陳情

### 1 西郷さん掲載の道徳検定教科書の採択をお願いする請願

○教育長 日程第1、請願または陳情に入ります。教育委員会資料ナンバー1「西郷さん掲載の道徳検定教科書の採択をお願いする請願」が提出されております。本日は請願代表者から趣旨説明の申し出がありましたので、お受けしたいと思います。

それでは、「西郷さん掲載の道徳検定教科書の採択をお願いする請願」の代表者の方は、請願者席にお越しく下さい。

それでは、請願文を書記に朗読してもらいます。

○書記 西郷さん掲載の道徳検定教科書の採択をお願いする請願書。

趣旨、港区の小学校の道徳の教科書に西郷さんの人間像を掲載した教科書を採択していただけますようお願いいたします。

理由、生涯比類なき苦難を乗り越え、克服して、日本の歴史の中で最も大きな改革と言われる明治維新を成し遂げ、世界的にも偉人伝として最も愛読されているといわれる西郷隆盛の人間像の中

に、青少年に対して道徳的な面で数多くの有益な逸話、示唆、素材があることに鑑みた教科書を採択していただき度く、別紙要望書の通りお願い申し上げます。

○教育長 朗読は終わりました。

それでは、請願代表者の森園安男様から請願の趣旨説明をお願いいたします。

○請願代表者 「西郷さん掲載の道徳検定教科書の採択をお願いする運動推進連合会」15団体の中の、私は「薩摩士魂の会」の代表理事でございます、東京での連絡事務所を仰せつかっております代表理事の森園でございます。よろしくお願いいたします。

本日はまた非常に貴重な場所、時間の中で、私どもの趣旨説明の時間をとっていただきましたことに対しまして、本当に心から感謝御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、かいつまんでできるだけ簡単と思いますが、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

ご存じのように現代の日本人の精神、心というものは、この廃頹、紊乱の状態というものには全く手に負えない、ますます下り坂をまだ落ちていくような、そういうような状況の中にある、私どもこれを察し、黙過するに忍びず、今から15年程前に「薩摩士魂の会」というものでもって日本の精神再興運動を200名の運営で発足したわけでございますが、その推進活動をやっておりまして、ご存じのように今の日本人の心には全く馬耳東風、倫理等が心に届かない。個々に対して幾ら運動いたしましても全然その効果がない。もうくたびれもうけというようなことは、一生懸命やっけていっしやる先生たちやあるいは団体の方には申し訳ないですけど、このようなことをやったのでは、日本の精神再興というのはちっともよくなる。やはりこれは大きな力がなくてはならないというようなことなどを考えたりしている中で、私どもは西郷さんの遺訓集と島津日新公のいろは歌を英語とフランス語に訳しまして、天皇陛下やら外国の国王・大統領、識者4,000名程に無料贈呈して、バッキンガムのエリザベス女王や、ブッシュ大統領からは丁重な礼状もいただきました。日本でもある程度の励ましは感じましたけれども、こんなことでは、本当に大変な労力を費やしましたけれども、かつての日本人の純粋な気持ちがないのかどうか、全く受け入れられない。

したがって、やっぱり一般の人に対してはもうこれは無理であると。したがってこれは私どもとしましては青少年、子どものときから学校教育によってというようなことなどもくろみながら、まずは高校の英語の副教材にという運動もしたり、色々やりました。受けはなかなかいいですけども、もう既成のカリキュラムというのは大して動かす余力と言いましょか、気力というのがなくて、その抜粋の一部を利用してくださっているところもありますけれども、多くはないという状況です。今この日本という国はやっぱり学校教育によって、その基本を子どものところから訓育して、その人たちの成長を待ってやらないと、我々一般民間の力ではもうどうしようもないと思っている矢先に、ご存じ一昨年、文科省が小中学校義務教育の中の道徳の課程の中での「道徳の教科」を必修科目に決定いたしましたことはご承知のとおりでございます。

そこで私どもはこれぞ終戦後日本の政治の中での一番大きな目玉の改革であると、本当にこれぞ今からの日本の日本人の心、精神教育、人間教育というものが立派に育って、再興、再建されるの

ではなかろうかと思ひまして、これにまず我々の運動の一番の焦点を当てようと思ひました。そこで私ども単体だけでは何ですから、早速西郷さんを顕彰する全国の、北海道から、あるいは山形、東京、関西、九州・鹿児島、広域にわたる15団体の連合を立ち上げ、活動を始めました。

この教育の道徳教科書の中にこそ、色々なスターとか有名な人たちが爛漫として載っかっているようなものもごございますけれども、しかしこれだけで終わってはいけません。やはり日本の今からの道徳の本というものは、その目玉と言ひましょるか、核心になるものがなければならぬ。基本、規範になるものがなければ、ただ有名人だけをずらりと羅列しただけでは、本当に判断基準というものは国も文科省も持っていないわけですから、これをつくり上げなければならぬ。

そのため、西郷さん以外にないということで、西郷さんは子どもにしても大人にしても、家庭にしましても社会、国家、ひいては国際的にもみんなに親しまれる。それぞれの者に一番親しみやすい。謙虚で自然人で素直で、こういう示唆に富んだ人間像を持っていらっしゃる、こういう西郷さんというのはやはり核になる基本ということで、西郷さんをどうしても載せてもらおうということで、私どもは「敬天愛人」という心。道徳の本に西郷さんを載せるにはこういう載せ方がよろしいのではないかというものをつくりまして、教育の出版をされる会社並びに編集・執筆者に対しまして、この私どものつくりました参考資料を出しまして、ぜひ掲載してくれとお願いしました。その後には、検定の結果による教科書の採択をやってもらわなくてはならないということから請願を提出しました。

このようなことで、最終的にはこの西郷さんが載っている数社、数冊の本がごございますから、港区教育委員会におきましても十分ご検討、ご賢察いただきまして、西郷さんが正しく載っている、新しい道徳の教科書を採択していただくようお願いしたいと思います。以上でございます。よろしくどうぞ、お願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。請願代表者の方にご質問等ございましたらお願いします。

○**小島委員** 別に質問ということではないのですが、森園さんが今お話しされたポイントはよく我々も理解できます。やはり日本だけではなく世界的にも、国をつくる根本は教育だと言われていきます。世界的には、例えばドイツは昔戦争に負けて、そのあと一番に何をやったかということ、国家をつくる根本はやはり教育だということで、「教育は百年の計」と言ひ、教育で国を立て直そうということでした。それから私、鹿児島のことを詳しく知っているわけではありませんが、鹿児島も郷中教育でしたか、徹底して若者を先輩が鍛えて、それが言ひみれば明治維新の鹿児島、薩摩の大きな力となったということを我々もよく知っておりますので、今、教育が非常に大事であるということは十分我々もよく承知しております。

そして精神的な意味での戦後の色々な問題点についても、全面的に一致しているということではないのですが、森園さんのおっしゃっている趣旨はよく分かりました。「西郷さん」と言うように、本当にあれだけの立派な業績を上げたにもかかわらず、普通そういう偉い人というのは何とか「閣下」とか言われる中に、「西郷さん」と言ひ、日本全体で愛されている人ですよ。

西郷さんのことは皆さんよく分かっているし、教科書的に言ひ、やはり一番、請願の理由にも書

かれているように明治維新の原動力となったのが西郷さんなので、その辺の歴史とかそれから地理、地図などの社会科の教科書では、西郷さんは非常に多く取り上げられています。道徳の教科書でもということですが、西郷さんは、あれだけの業績をあげ広く国民に愛されていますが、道徳の教科書においてどう取り上げるかというとなんとなくイメージが湧かないのですが、請願者の森園さんの考えで、西郷さんのここを道徳でどう教えるかそのポイントは何でしょうか。

○請願代表者 余りにも歴史的な人物として有名過ぎ、知れ渡り過ぎていますが、あの人の子どものときから大人になるまでの過程を見ますと、みんな人間的で道徳的なのです。親しみやすく自然人で。余りにもそういう面での研究が足りなさ過ぎると思っています。

だから、歴史の面ではいの一番に出ていますけど、道徳的な部分がはしり過ぎている。我々地元におりますと、「セゴドン」と言いまして、自分たちの友達みたいに感じるものが、あちこちのエピソードにたくさん出てきますから、そういうものを掘り下げていけばよいと思います。そのために私どもの「敬天愛人」いう参考資料の中にもそのようなエピソードをたくさん掲載しました。

○小島委員 「敬天愛人」は非常に有名な言葉ですね。

○請願代表者 私どもの本の名前としまして、道徳のタイトルとして、小さいときからのそういう道徳的エピソードをたくさん載せまして、皆さんに、出版社にお願いしたわけでございます。

○小島委員 私の知っている「子孫のために美田を残さず」という言葉は子どものころから、西郷さんの言葉として聞いております。

○請願代表者 だからもう無私無欲、命も要らず金も要らずと、「それは困ったものだ」と誰かも言いましたように、だから亡くなるときには無一文という形ですからね。そういうところの人間の深み、よさというものの研究が足りていないと思っています。

○教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 今、お話の中で、世界的にも偉人伝として愛されていると、西郷さん自体の世界的な評価というのは、いかがなのでしょう。

○請願代表者 偉人伝の出版本数が、世界で一番多いのです。もうこれだけでもご理解いただけると思います。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

請願者の方、ありがとうございました。

○請願代表者 どうぞ一つよろしく申し上げます。本日は本当にこういう機会持っていただきましてありがとうございます。

○教育長 では私の方から一言、よろしいですか。

教科書採択につきましては、港区教育委員会は、文部科学省及び東京都の教科用図書の採択方針を参考に、改定される学習指導要領を踏まえ検討し、調査研究を行い、適切に平成30年度から使用される道徳教科書の採択を行ってまいります。よろしく申し上げます。

○請願代表者 よろしくどうぞお願いします。ありがとうございました。

## 日程第2 会議録の承認

第2465号 第2回定例会（平成29年2月13日開催）

第2466号 第4回臨時会（平成29年2月28日開催）

○教育長 それでは、日程第2「会議録の承認」に入ります。平成29年2月13日開催の第2465号「第2回定例会の会議録」、並びに平成29年2月28日開催の第2466号「第4回臨時会の会議録」につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

（異議なし）

○教育長 それでは、承認することに決定いたしました。

## 日程第3 審議事項

### 1 議案第55号 港区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第3、審議事項に入ります。

議案第55号「港区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 議案第55号「港区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。このたび8月に予定しております教科書採択に向けて、傍聴者への対応について本規則を見直しましたところ、改めて整理する事項がございましたので、ご審議をお願いするものでございます。

まず、資料の1—3をご覧ください。「審議内容」でございます。教育委員会の傍聴においては受付時に傍聴者の情報を記載いただいております。その際ですが、傍聴人から取得する個人情報は情報保護の観点から必要最小限とすることから、今回、この年齢についての部分を削除させていただくとともに、そのほかの文言整理を行うことから、本規則を一部改正するものでございます。

恐れ入ります。資料1—2の新旧対照表をご確認願います。改正内容でございますけれども上段が改正案となっております、ただいま申し上げました第1条の部分に相当するものが、傍聴する際、受付時に記入する事項を「住所氏名及び年齢」としていましたところを「住所及び氏名」に改めます。

次に、第4条でございますけれども、第4条、第6条については文言の整理となります。

第4条につきましては、傍聴人の撮影に関する事項でございます、「写真、映画等を撮影し」ということで、今まで記載をしておりましたが、「写真等」ということで映像の部分、撮影等については全てこちらの「写真等」という形で含ませさせていただきます。

第6条につきましては、記載が「左の」となっておりますものを「次の」に改めさせていただきます。

施行期日は公布の日としております。



甚だ簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○山内委員 「写真等」の中に映画を含むという点について、そういうふうみんなが解釈をしてくればそれでいいわけですが、今、実際にはいわゆるスマートフォンなどで動画を本当に安易に撮って、さらに安易にツイッターであったり、色々な場所で流せるようになっていまして、あえて「等」の中に含めていいものか。あるいは逆に「写真、動画等」とするかというところは、もう少し慎重に考えた方がよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○庶務課長 こちらの点につきましては私どもも、どの形の文言にした方がきちんと伝わるのかというところがありました。撮影をする場合については、撮影の許可を得ていただくということがございますので、動画を含めてこちらを今回「写真等」の中に入れさせていただいております。

○小島委員 写真はカメラで、動画はスマートフォン等。だから違うと言われれば違うかもしれないですね。もし簡単に今できるのだったら、山内委員のおっしゃるように「写真、動画等」の撮影と言った方が分かりやすいかもしれないですね。今の世の中みんな持っているから。

○庶務課長 ほかの自治体の教育委員会なり、議会なりの規則も見させていただいたのですが、やはり中にはそういった「写真、動画等」という文言を使用しているところもございますし、こうやって「写真等」ということで全てを含むところもございます。あえて「動画等」ということで出すよりは「写真等」で含めてしまう案としたところです。

○教育長 他のところは「動画」という言葉を表記しているところもあるのでしょうか。

○庶務課長 ございます。

○教育長 そうであれば、今の山内委員の意見も踏まえていただくといいのではないのでしょうか。間違いではないですが、明確にするという意味で。

○庶務課長 では、こちらはわかりやすく伝える、明確にするということで「写真及び動画等」ということに訂正をさせていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第55号について、「写真等」を「写真及び動画等」に修正して、可決するというご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第55号についてはこの「写真等」を「写真及び動画等」にした形での案で可決することに決定いたしました。

#### 日程第4 協議事項

○教育長 次に、日程第4、協議事項に入ります。「平成29年度港区指定文化財の諮問について」です。この案件につきましては今後、港区文化財保護審議会に諮問し、当該審議会で指定について審議されます。したがって現段階では指定されることが確定しているものではありません。確定し

ていない情報が確定した情報と誤解されるといった混乱を生じさせる可能性があるため、非公開としたいと思います。審議会の答申を受けて文化財の指定をする場合は、改めて教育委員会で審議する予定で、その際は公開で審議をいたします。なお、本日の協議内容の会議録につきましては文化財の指定の可否が確定した後に公開したいと思います。

また、日程第5教育長報告事項の2「平成30年度使用教科書採択について」ですが、この案件につきましては本日、教科書選定研究委員会から教科書の調査研究結果の報告を受けることとなります。教科書採択に当たっては採択に資するよう十分な調査研究を行うことが必要ですが、それらを踏まえた教育委員会による教科書採択が、本日から教科書採択までの間に外部からの働きかけ等に左右されることがあってはならず、適切かつ公正に行うことが必要ですので、本件につきましても非公開としたいと思います。なお8月8日に予定しております教科書採択については公開で審議する予定です。また本日の報告内容の会議録につきましては採択後に公開したいと思います。

以上2件を非公開とすることに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、協議事項「平成29年度港区指定文化財の諮問について」及び教育長報告事項「平成30年度使用教科書採択について」の2件を、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

申し訳ありませんが、傍聴の方はご退室をお願いいたします。

(非公開審議)

## 1 平成29年度港区指定文化財の諮問について

○教育長 それでは、非公開の会議に入ります。協議事項「平成29年度港区指定文化財の諮問について」説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、協議事項1「平成29年度港区指定文化財の諮問について」ご説明をさせていただきます。

まず、本日の資料が差しかえとなりましたこと、大変申し訳ございませんでした。再発防止のために資料の作成に当たっては内容の確認を徹底してまいりたいと思います。

それでは教育委員会資料ナンバー2「差替え」をご覧ください。「協議事項」は港区文化財保護条例第39条の規定に基づきまして、港区文化財保護審議会に対する諮問についてでございます。

本日の指定文化財候補の二つにつきましては、港区文化財保護条例第36条の2に基づきまして、平成28年度に港区文化財総合目録に登録されたものでございます。本日はその登録された2件を平成29年度に港区指定文化財候補として、港区文化財保護審議会への諮問について、当教育委員会で協議をさせていただくものでございます。

初めに1番、「指定文化財候補」でございます。(1)種別は「有形文化財 建築物」でございます。名称は「大門 1棟」でございます。所有者は「宗教法人増上寺」。所在地は「港区芝公園二丁

目地内 区道上」でございます。詳細は恐れ入りますが、裏面をご覧くださいと思います。

有形文化財の建築物「大門 1棟」でございますけれども、増上寺門前に立地しておりまして、門前の本堂と三解脱門とともに門前の軸線を形成するものでございまして、東京市の設計によって昭和12年に再建されたものでございます。SRCの構造ですけれども、それまでの増上寺の大門の意匠を踏襲することが試みられているということで、特徴的な表現となっております。戦災を免れて竣工から80余年が経過しておりまして、地域の象徴であること、増上寺の正門としての歴史的意味からしても指定にふさわしい建築物でございます。

続きまして、資料2の表紙、表面にお戻りいただければと思います。「指定文化財候補」の(2)でございます。種別は「有形文化財 歴史資料」になってございます。名称は「金杉川口河岸町屋絵図面 1点」でございます。所有者は「港区教育委員会」。所在地は「港区芝五丁目28番4号 港区立郷土資料館」の資料館内でございます。恐れ入りますが別紙2の方をご覧くださいと思います。ページは3ページになってございます。歴史資料「金杉川口河岸町屋絵図面」ですけれども、こちらは棟梁の上田喜三郎常昌が引いた屋敷絵図面で、「文政十二年正月吉日」の記載がございまして、文政12年の作図であることが分かってございます。描かれている範囲としましては浜松町二丁目7番、11番、12番、13番ということで金杉橋の区域になってございます。発注者と考えられる倉松屋嘉兵衛は江戸時代の材木商ということになってございます。

現在確認できている段階では、江戸時代の港区地域の町屋が詳細に描かれている絵図面はほかにはございません。江戸市中の材木商の町屋を描いた絵図面は今のところ確認ができておらず、本図面につきましては当時の町屋や材木商の様子を知る上で貴重ということです。

表面にお戻りいただきまして、2番目の「答申時期」でございますが、平成29年9月を予定してございます。今後指定が妥当であるものか、答申を受けた後も教育委員会で審議をしていただきまして、早々に指定をしていきたいと思っております。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご意見ご質問ございますでしょうか。

細かい話で申し訳ないのですが、この1ページ目の1「指定文化財候補」の名称のところ、「大門 1棟」となっており、(2)の方は「1点」になっています。別紙の方は漢数字になっていますが、どちらが正しいのですか。

○図書・文化財課長 漢数字ではなく普通の洋数字「1点」ということで、修正させていただきます。

○教育長 それから、同じく1ページ目(1)の所在地なのですが、場所を言うときに、「地先」ではないのですか。道路上を言う場合に「地内」という表現をするのですか。

○図書・文化財課長 「地内」と「地先」につきましては確認をさせていただきます。

○教育長 分かりました。

(2)のところの上の方は「大門」は建造物で、下の方は歴史資料で、そこも「所在地」となっています。資料があるところですね。

○図書・文化財課長 収蔵・収容している場所となります。

○小島委員 言葉として、少しおかしい感じがしますね。

○教育長 こういうものですよというのであれば、それはそれでいいのですが。

○図書・文化財課長 所有者は港区教育委員会で、その住所という形の書き方もあろうかと思いません。ここもちょっと再度確認をさせてください。

○教育長 別紙1と別紙2を見ると、別紙1は最後に「歴史的意味から、指定にふさわしい建造物です」という文章があります。ところが別紙2の方はない。いずれも指定を受ける候補になっているわけで、審議会に答申をもらうわけなので、この書き方を変えている意味はないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○図書・文化財課長 ここの部分についてはあえて違いをつけたわけではないので、左側の「指定にふさわしい建造物です」と同じように、貴重なもので「指定にふさわしい歴史資料です」ということを最後つけさせていただきたいと思います。

○教育長 これは答申の際に「指定にふさわしい建造物です」と、答申書にこの文章が入るのではないのですか。こちらから諮問しているときに、我々が言うのも変な感じですね。

○図書・文化財課長 それでは、指定にふさわしいかどうかというところの部分は削らせていただきまして、「歴史的に意味のあるものです」というようにまとめさせていただきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 この2点を諮問することについては異存ありませんけれども、毎年、こういう諮問する候補というのはどのような形で選んでいらっしゃるのか。そのプロセスを教えていただければと思います。

○図書・文化財課長 例年の流れでございますけれども、まずは事務局におきまして事前調査を実施しております。検討会におきまして、文化財保護審議会の委員の先生方にも相談したりとかアドバイスをいただいております。

その後、毎年7月ごろですけれども、教育委員会から審議会に諮問し、内容を決定していくという流れになっています。

○教育長 よろしいですか。

今回2件ですよ。その年によって違うのですか。

○図書・文化財課長 年によって違いまして、基本的には前年度の、今回の場合は28年度5月に目録に載せさせていただいたものが3点ありまして、その3点のうちの2点について指定するのにふさわしいものではないかということでアドバイスをいただきまして、今回提出させていただいたということです。

○教育長 目録に上げたものからこの候補を選んでいるということであれば、もう1点は指定に値しない文化財だったということですか。

○図書・文化財課長 まだそこまで調査が進んでいないということであつたり、もう少し研究を進めた上で、再度どうするかというのは今後検討していくということで、継続ということになってお

ります。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この案件については以上とさせていただきます。

## 日程第5 教育長報告事項

### 2 平成30年度使用教科書採択について

○教育長 次に日程第5、教育長報告事項に入ります。報告事項2「平成30年度使用教科書採択について」です。教科書選定研究委員会から報告があった選定研究資料について、説明をいただきたいと思えます。

教科書選定研究委員長である御成門小学校の和田校長先生は現在小学校海外派遣の団長として出張中のため、教科書選定研究委員会委員長にかわりまして、教科書選定研究委員の松田指導室長から資料の説明をいただきます。なお今回配布しました教科書採択用の資料につきましては教育委員を除いて、教育委員会終了後に回収いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー4と一緒に参考資料1、2、3をつけてございます。参考資料1、2につきましては以前にご説明をしているものですので説明は省略させていただきます。資料3につきましては今日お配りしている資料ナンバー4の1枚めくっていただいたところに、「平成30年度区立小学校使用教科書選定資料」とありますが、縦書きに「調査研究の観点」ということで、それぞれ「内容の選択」「構成・分量」「表記・表現」「使用上の便宜・その他」を記載しまして、これらを中心にして8社の教科書について研究してまいりました。

そして横に進んでいただきますと「2東書」「11学図」と括弧書きの中に入っておりますが、それが資料3の中にあります「東京書籍株式会社」ですとか「学校図書株式会社」とかいった、その省略記号が「2東書」「11学図」という意味でございます。この場では学図ですとか東書ですとか教出ですとか、省略した言葉の中でご説明を簡単にさせていただきます。

今回、この教科書の選定については委員会で、5月15日、6月9日、6月21日、この3日間を使いまして8社の教科書について、それぞれの教科書会社の「特長」、「特長」というのはすぐれた点の、長い方の「特長」でございます。これらについて調べたものをまとめさせていただきました。

資料の中の例えば「東書」でございますが、(1)の「内容選択」の中で全学年に「いじめをテーマに」連続2時間程度で構成された資料があるといったような、委員会の方には保護者の方も入っておりますので、やはりこういったことは港区の子どもたちもぜひ取り上げてほしい内容であるといったところで、すぐれた点ということになっております。そのまま「東書」を下に下がりますと、(4)「使用上の便宜・その他」のところ国際理解についてということで、港区の教育においては国際理解教育が進んでおりますので、これも道徳の中で扱ってほしいという願いも込め、また教職

員の方からもそういったことが上がってきているところでございます。

「11学図」につきましては、(1)の内容のところで「道徳ノート」ということで、委員の皆様方のご自宅にはお配りしておりますけれども、分冊形式になっているものがあります。読み物の資料と書き込むことができるノートの資料、ここが非常に使いやすいのではないかとというようなところで指摘されてございます。「構成・分量」についても「道徳ノートがついている」ということで書かれております。それから(4)におきましては、やはり「オリンピック・パラリンピック教育に活用」の可能性が高い、つまりこれは国際理解教育とも合わせて、またボランティアマインドの醸成等も含めて非常にすぐれた提案なのではないかとというようなことでございます。

「17教出」、教育出版でございますが、(1)の内容のところでは、かつてから使われている資料が多く、教員としては非常に扱いやすいということと、重要な資料が含まれているのではないかとというような指摘がございまして。それから(4)の中では「公正公平、社会正義」など、教材が非常に使いやすく並んでいるということが指摘されております。

続きまして2枚目になります資料ナンバー3-2ということで、「38光村」です。光村はもともと国語で非常に有名な教科書会社でございますので、読み物資料としての厚みが非常に強いところで、(1)の内容のところで「以前から取り扱われている題材と新しい題材のバランスが非常によい」というようなことが指摘されています。また(4)の使用上の便宜のところでは、ほかの版よりも小さ目のA4版ということで、持ち運びに便利ではないかとというようなことが指摘として上がっております。また(2)の中にもありますように、分量としても非常に適切な分量となっているのではないかとございまして。

それから「116日文」、これは日本文教出版でございまして。(1)の中では、年間35単位分の資料のほかに、付録の資料が三つ四つ入っています。そのため、授業の中で差しかえていたりですとか補足の中で使っていくとか、そういった使用上の内容的な補足の部分が非常にあるのではないかとございまして。(4)の使用上の便宜については、いじめに対しての表記が児童に分かりやすい、構造図が示されているなどの特徴がございまして。

続きまして、208番「光文書院」です。こちらについては(1)のところで「新幹線清掃員」の職業観についても分かるような資料が入っています。なかなかこれを入れている資料というのは珍しいのですけれども、そういった職業観に満ちたようなものが各学年にもあるということでございます。それから1年生からインターネットとのかかわりについて記載されているということでありまして。(4)のところでは「オリンピック・パラリンピック教育と関連して」ということ、また5年生の方では「読んでみよう」ということで、他の書籍に導くような構成になっているということでございます。

続きまして、3枚目にございます224番「学研教育みらい」です。(1)「内容の選択」ですけれども、こちらオリンピック・パラリンピック教育と関連して使えるものが非常にあるということ。それから(3)の「表記・表現」の中で「実在のSNSに似せた構成のページ」、つまりスマホの画面に似たものを見せて、子どもたちにもすっと理解しやすいようなものが工夫されているとい

うこととございます。

最後、232番「廣済堂あかつき株式会社」のところとございますが、こちらも別冊ノートということで非常に使いやすいように構成されています。特に1年生の教科書においては「登校、学校生活」が、最初の学校生活の導入の中で道徳が扱いやすいというところが特徴的かなということとです。それから「構成・分量」のところと出てきますが、「保護者と一緒に考えやすい構成になっている」ということとございます。また(4)の中で示されていますように、「オリンピック・パラリンピック教育」に係るもの、また「歴史上の偉人」、これらについて取り上げている量が非常に多いというふうなこととございます。

甚だ簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問でございますでしょうか。

○小島委員 道徳は今回教科書として初めて採択するのですが、初めてなので、道徳の場合にはどんなところが一番大事で、選ぶ基準としてはこんなところを重視するとか、何かそういうものはありますか。例えば歴史だと、歴史の流れが大きくつかめるのが良いとか、細かいところだけいっぱい見ていたのでは分からないので、ざっと全体が分かるようなものかいいとか、各教科によってそれぞれ重視すべき点があるようですが、道徳の場合どんなところが一番大事なのですか。

○指導室長 まずは全てのものが検定を通過している教科書でございますので、どれを採択したとしても間違いはないという前提に立っていただきたいということと、それぞれの子どもの学級での状況その他によって、教材の配列は教員の方が構成を変えて使用していくということ。それからさらには必要な資料があれば、自作の資料ですか今までの文科省のつくっている読み物読本ですか、そういったものを差し込むことができます。

そのため、全てを教科書で網羅するという観点ではなくて、むしろ保護者の方と子どもと一緒に読むという観点ですか、こういったものはぜひ港区に合っているので資料としてあったらいいなという観点ですか、さまざまなものを総合的に判断していただくしかありません。こういう教科書であればいいというのは非常に難しいところとございます。ですので、ある意味では委員の皆様が読んでいただいて、この資料いいなとかこの教科書の構成がやはり素晴らしいなとか、6年間通したときのバランスがどうかというところで判断していただければと思います。

○山内委員 今回のことに関係すると思うのですがけれども、確かに国の検定は通っているという点ではどれもある基準に達していますということは事実だと思いますけれども、それぞれ特徴があるのだと思うのです。港区の各学校で今までされてきた道徳の教育についての蓄積もあり、またさらにこういう方針でやっていくのがいいだろうと、もしおおよそ共有しているところがあるとすれば、その方針と合う教科書、近い方がやりやすいだろうというのが一つです。

それともう一つは、もし副教材のようなもので逆にある程度充実しているとか、オリジナルなものがあるとすれば、逆にそうではないものも含まれているもので補完した方がいいという考え方があります。港区の学校がどんな形でやっているということが分かる、あるいはその副教材等の今まで蓄積があるとすれば、逆にそういうのがない方のものの方が重ならない、補完するものがある教

科書の方がいいのだとか、そういう考え方があればそういうところも教えていただけると、こちらとしては参考になります。

**○指導室長** 各教科書会社の約半数ぐらいはこれまでのオーソドックスな教材で埋まっており、オリジナルということで新たにつくった内容のものが半数近く入っています。そのところは半分、教科書会社のつくった道徳的な価値に関しての資料ということで、そこを読み比べていただくと、その会社が何を意図してその教科書をつくっていかうかということが、多少見えるかなと思います。

今までの蓄積というところでは、半数はこれまで副読本に載っていたものが入っていますので、大きく学校がそれに影響される可能性は低いということと、道徳的価値については全て8項目が、何項目なくとはいけないということについては全ての教科書が網羅しておりますので、これについては問題がないということ。また、去年までは教科書がなかったので、道徳の副読本を購入して教育委員会の中で補完していくということだったのですけれども、これを来年以降どうするかがこれからの議論になってきますので、そこをどうするかということ。もう一つ踏み込んで言わせていただきますと、港区らしい教材というものの蓄積はこれまでそれぞれの学校の中で行われてきています。これをどう我々指導室として共有化していくかということが今テーマになっておりまして、それぞれの道徳部の先生方が持っている教材を、今あるファイルサーバの中に上げていただくと共有できるのではないかという思いを持っていて、それをこれからどう進めていかうかというのは、指導室の中の課題になっていきますので、それが実現されれば、かなり委員の皆さまが懸念される事項を置いておいて、教科書をそれぞれの委員の立場から「これいいね」と思うものを遠慮なく選んでいただくのが一番いい教科書選びができるのではないかなと思っています。

**○山内委員** 今言われたように、これから副教材についてどう港区らしいものをつくっていくかということですが、ある意味でそのおおよそのラフなスケッチでも、もしもう既にあるのであれば、そういうものとどう相乗効果を発揮するような教科書を選べるかということになるのだと思います。やはり選ぶのであれば、港区らしい教材をこれからつくっていく。選定していく。それとうまく補完し合うとか、相乗効果を発揮するような教科書ってどれだろうという選び方もできるのだと思うのですけど。

**○指導室長** それにつきましては、道徳部の校長先生も今移動教室に行っていますので、そこと相談した結果を踏まえて、お伝えできればと考えてございますが、いかがでしょうか。

**○教育長** ほかにいかがでしょうか。

選定研究委員会においてまとめてもらった選定資料ですが、「特長」ということでプラスの部分しか書いていません。マイナスの意見は出なかったのでしょうか。

**○指導室長** 基本的にマイナスになることは、マイナスとして載せてはいけないというのが決まりでございまして。検定を越えているものですから、どちらが港区にふさわしいかということのご議論を先生方にさせていただくための資料です。教科書採択においても、委員会の中でもマイナスになるというような、思われるようなことというのは、検定を通っているのに「これはマイナスだよ」ということはあってはならないことなので、そういった扱いはしないということです。



○教育長 一定の水準は超えているけれど、その比較において「こちらの方はいい、こちらの方はこういう視点からすると落ちる」とか。一定の水準以下のことは言えないだろうけど、その中での比較という点では言えるのではないですか。

○指導室長 比較するのは、資料をつくる委員会ではなくて、先生方のお仕事になっておりますので。

○教育長 例えば、17のところの(2)の「構成・分量」のイで「発問が3～7個とかなり分量がある」というのは、これはプラスの話ではないですよ。 「かなり」という言葉が入っているということは、マイナスに捉えているのではないですか。

○指導室長 この発問を3個から7個きっちりと用意されているので、どれをこの学級の子どもたちに使っていこうかということでは、教員にとって分かりやすい資料になっているというプラスの面とも捉えることができます。「かなり」という表現が多過ぎるのではないかと捉えるのか、それとも三つから七つということは多目に用意してあるので、その学級の状況に応じてこれを選ぼうということを選択肢が多いと捉えるのか。我々としては選択肢の多い方を意味して、意図して書いているのですが、「かなり」という言葉は余りよくなかったと思います。

○教育長 こういう発言が委員の中からあったのですか。

○指導室長 いえ、「かなり」と言ったのではなく、ここは修正する中で「たくさんあって選びやすいですね」というところを「かなり」と表現してしまった。これは事務局の方でのミスです。

○小島委員 教科書の採択は、この5人の教育長プラス教育委員で選定、採択するので、マイナス意見を出してしまうと教育委員会で決めるのではなくて、選定委員のところで大分絞ってしまうのではないかという考えがあるので、このような対応なのですね。

○教育長 そういう懸念が生じてしまうからということですか。

○指導室長 これは委員の皆様が教科書を読む際に、ある程度こういうことだろうと思いついていくためのガイダンスになるような資料ですので、詳細についてはまた先生方がお読みいただいた中で疑問に感じられたこととか、「もっとここはいいのではないの？」と思うようなプラス面を捉えていただいたり、またある面ではちょっとこれはというのが出てきたとしても、それは委員だからこそできることでございまして、我々指導主事もこの教科書がいいとか悪いとかは一切申し上げることはありません。

○教育長 イの「発問で3個～7個」は「指導上どうですか」ということで、聞くことができるのですか。

○山内委員 まず確認としては、選考の資料をつくっていただく選定研究委員会というのは、そこではマイナスの点については指摘をしてはいけないというルールがあるのですか。あるいはそういう規則というのか制約といいたいでしょうか。

○指導室長 資料をつくる際にはマイナスのことについては載せないという規定があります。

○山内委員 それは暗黙という。

○指導室長 暗黙といえますか、それはもう教科書の採択の資料をつくっていく際のルールとして。

○山内委員 もうそれは全国一律で。なるほど。それでは……。

○指導室長 もちろん委員会の中では色々とボソボソと出てくることはありますが、それは記録に残していません。

○山内委員 では、その上でですけれども、検定に通っているということはある水準にあるからマイナスはないという建前はあるにしても、やっぱり相対的な差異というのはあるわけです。それからもう一つは検定上の基準と別の視点を入れると実はまたこの部分がいい、おもしろい、おもしろくないというのがあると思います。やはり現場の先生方から見て、実感の中で例えばこれは使いやすい・使いにくいとか、あるいはこれはしっくりくるとか、違和感があるとか色々なものがあるのだと思うのです。

そういうことも含めてさらに相対的な評価というのは当然あっていいのだと思います。ですから逆に相対的な評価という意味では率直にもう少しあってもいいのかなというのが私自身は感じるところです。確かにマイナスと受け取られるところが書かれていると、この教育委員会での採択に影響してしまうのではないかという懸念があるにしても、全部の教科書を読んだ上で、教科書の採択に臨むということですから、もう少し別の言い方をすれば、選定研究委員会でおつくりになった資料とか、そこでの評価についても、もう1回こちらで教科書を見ている以上、客観的にどういう評価をされていたかということも含めて見直すことができます。そう考えれば余りそこは懸念がなくてもいいのではないかと思った次第です。

○指導室長 この資料は最終的に公開になりますので、この資料について例えば教員が「これがいい」とか言ったものは、過去において「こういったものを選んではならない」ですとか「順位をつけて資料を作成してはいけない」ですとか、細かい規定がございますので、公式な資料には一切それは出ておりません。

発問が先ほどの3個から7個というのも、この発問があってもいいかなと思うところもありますが、特に若手の教員がこれから増えてまいりますので、若手の教員がその教科書を本当に自分で深く教材として使っていく力があるかどうかということも含めて懸念されるものがあつたりとか、資料自体が持っている力で十分にいけているものもあれば、先程の西郷さんの件もありますけれども、人物として素晴らしくても、それが教材になったときに教材としてふさわしいかというのは、教材化したときに書かれている内容は同じようであっても各社違います。

○教育長 そのようなルールのものはどこにあるのですか。

○指導室長 これは教科書選定研究委員会のルールということで、今日お配りした資料の中にも、また、教科書採択の冊子の選定の概要という文科省が出しているものにも色々と書いてございますので、それらをもとに我々はそのように扱っております。

○教育長 参考資料の2の第2条第4項に書いてあるのですね。

ほかによろしいですか。

○小島委員 参考資料3の「廣濟堂あかつき株式会社」という教科書会社があるのですが、今まで余り聞いたことがないような気がするのですが、どんな会社なのですか。

○指導室長 これはもともと道徳の副読本をつくっていた会社が、要するに自分たちはノウハウを持っていますから、理科とか社会はつくれないけれども道徳ならばつくれるということで、頑張って教科書会社の指定を通過して、検定までこぎつけたということでございます。

○小島委員 なるほど。

○指導室長 ちなみに港区の国際化のテキストもこちらの会社の方のものでございます。副教材の教材屋さんだということで、今回頑張って教科書までつくったということです。

○小島委員 頑張って教科書会社になったと、それはすごいですね。

○教育長 よろしいでしょうか。

教育委員の皆様におかれましてはこれまでも、道徳教科書について十分な検討及び選定を行っていただいていると思いますが、本資料を貴重な参考資料として、次回開催の教育委員会での採択に向けて、さらに研究を重ねていただくようお願いいたします。

○庶務課長 先程、確認するとした件でよろしいでしょうか。

○図書・文化財課長 先程の29年度港区指定文化財についてでございますけれども、2点ご指摘がございました。「港区芝二丁目地内」という表現ですが、増上寺と東京都の譲渡契約書の中にこのように記載されております。この「何丁目」という広い中にあるという意味で、そういった区分けをしているようです。

○小島委員 区道の中、こんなところにあるから「地内」なのではないのですか。この門が道路の上をまたがっているんで、それで「地内」となっているのかなと思ったのですが、そうではないのですか。

○図書・文化財課長 そうではなく、両側で、道路を隔てて多分番地が変わってくると思うのです。そうすると「地先」と言いますと何番、何番と長くなってしまいますので、「何番地先」という片方だけの話になるかと思えますけど、この場合は両方についていますので「二丁目地内」というような書き方、そういった言い方ということで。

○教育長 番地が分かれているのですか。

○図書・文化財課長 両側の道路上で番地と丁目というのが分かれています。

○教育長 分かりました。

○図書・文化財課長 もう一つ、この「所在地」という表現ですけれども、従前区では確かに「所在地」という書き方をさせていただいております。ほかの東京都もしくは文化庁では「所在の場所」と書かせていただいているところですので、確かに「所在の場所」といった形の方が適切で分かりやすいと思いますので、そちらに訂正をさせていただきたいと思えます。

○教育長 そうすると「所在地」ではなくて「所在の場所」で、大門も「所在の場所」にするということですね。

○図書・文化財課長 「所在地」ではなく「所在の場所」という形で。

○教育長 それで統一するわけですね。分かりました。

○教育長 今の関連で他の委員から何かございますか。よろしいですか。

それでは、これで非公開の協議及び報告を終了いたします。

### 1 平成29年度第2回採用「港区奨学生（高校生）」の選考結果について

○教育長 それでは、日程を戻して教育長報告事項1、「平成29年度第2回採用『港区奨学生（高校生）』の選考結果について」説明をお願いします。

○庶務課長 では、報告事項1「平成29年度第2回採用『港区奨学生（高校生）』の選考結果について」資料ナンバー3にてご説明をさせていただきます。

まず、「募集期間」でございますけれども、平成29年5月16日から6月15日まで、約1カ月間にわたっての募集期間でございます。

「周知方法」につきましては項番2の記載のとおりです。「広報みなと」を初めといたします区の各広報媒体、それから各区内公立高等学校に募集案内を送付させていただいております。

項番の3は「応募状況」でございます。今回の採用に関しましては、応募はどなたもありませんでした。ゼロということです。既にこの結果につきましては7月10日開催の港区奨学資金運営協議会においてご報告をさせていただいております。

項番の4は貸付の金額をお示ししております。

裏面になりますが、項番の5で平成27年度から29年度、今回までの3カ年にわたっての応募状況をお示しさせていただいております。今回のように応募がなかったというのは27年度にもございまして、第2回目はいずれも応募が少ない状況となっております。

説明は以上でございます。甚だ簡単ですがよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますでしょうか。

○小島委員 第2回は少ないということで、27年度も第2回はゼロだったということなのですが、今子どもの貧困も大分叫ばれている中で、ゼロというのはどうなのでしょう。どういう評価をされていますか、この応募ゼロというのは。

○庶務課長 第1回を見ていただきますと、27年度でも高校生18名という状況、それから28年度も17名ということで、ほぼほぼ予定をしている15名に対しての応募状況がございます。どうしても次年度に向けて入学の準備というところで応募をしているという状況でございまして、入学してからはもう大きく家庭状況等が変わらない限り応募はないのかと見ています。

○指導室長 補足いたしますと、高校に入ってから高校側で上部の東京都育英会ですとかに申し込むことができますので、そちらで受けているケースもあります。そちらで取れなければ港区の方に申し込むのですが、東京都の方で取れたのではないかなということも推測できます。

○小島委員 なるほど、分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

### 3 平成29年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○**教育長** 次に、「平成29年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いします。

○**指導室長** 資料ナンバー5をご覧くださいませでしょうか。補足の資料として資料1、2、3とございます。資料1と3は以前の港区いじめ問題対策協議会でも使った資料です。資料2につきましては今回出席されております芝浦小学校の石井校長がおつくりになった資料ということで、新たな資料とご理解ください。

それでは、資料ナンバー5に戻りましてご報告させていただきます。7月4日に港区教育委員会いじめ問題対策会議を実施いたしました。その内容についてご報告いたします。

「日時」は7月4日ということで、「場所」は芝公園区民協働スペースでございます。

「内容」につきましては前回とほぼ同じような流れで進んでございます。昨年度の1年間の連絡協議会の経過報告、そして今年度のこれからの会の予定等々、そして今年度の組織などについて行いました。そして「港区いじめセーフティネットコミュニティ事業について」ということで一通りの説明をさせていただきまして、いじめの現状について、それから1学期の学校のいじめの状況について、それぞれ小学校、中学校の立場からの報告をしていただきました。1枚めくっていただきまして、それぞれの団体からということで、ご家庭の方からの報告等々がありました。

今回大事なところは意見交換ということで、実際に港区のいじめの状況について担当する部署の方からということで、子ども家庭支援部長ですとか子ども家庭支援センター所長、それから学校法律相談弁護士、そして今回オブザーバーとして参加していただきました私立の広尾学園中学校の教頭先生、それから高輪警察署の方からのご発言がございました。そして私の方で少し質問させていただきまして、学校のいじめにかかわる者として「放課GO→」の方たちもいっぱいいらっしゃいましたが、それを派遣する可能性が高いので、実際にその方たちがどのような研修をしているかというのが、ご発言がなかったので、促した形でご説明をいただいたところでございます。

その中でやはり具体的に警察の発言の内容が、特に実際現場の中ではとても重要だと思えました。いじめの相談が警察にある場合、かなり学校での対応に不満がある場合が多いということで、実際に担任と保護者の間でうまくいっていなかったことを副校長が対応して、警察が間に入ってくまく解決に至っているケースもたくさんありますよということで、例としてございました。

こういったことで港区の学校における状況を昨年度のものを中心に発表させていただいて、また改めてこれから先2回残っております会議の中で、今現状の子どもたちの中でいじめ問題等が出てくれば取り上げていくということでございます。

甚だ簡単ですが、概略の説明とさせていただきます。

○**教育長** ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○**小島委員** 今の警察のところ「子どもの足にあざがあり」云々ということですが、学校の中のいじめ問題委員会がありますよね。学校はこういうあざができた保護者の方から言われた場合に、学校内のいじめ問題委員会に乗せないのですか。

○**指導室長** 子ども自身や保護者の方から「いじめではないか」という指摘があれば、これについ

て調査をし、必ず報告をいたします。ただ、その中で今回のこの件がどういう件だったかちょっと今掌握し切れているわけではないですけれども、これは前のデータの中には載っているものなのですけれども、港南中学校における事案だったそうでございます。

担任の方で話した内容で保護者に話したときに、それがうまくいじめとして対応したのか、例えば子ども同士のトラブルの中で発生したのでいじめと言うにはというところ、意見の違いというのは多少出てくるところがございます。そこでやはり担任よりも副校長が出てきて丁寧に説明をしたところ、今回のところはご納得をいただいているというのが今回のケースでございます。

そのため、学校の中で色々なところでも起こるのですけれども、担任だけで対応しているときに説明する言葉が若干足りなかったり、その丁寧さというか、印象がすごく軽く言われたのではないかとということでトラブルに至ってしまうケースも多いので、各学校の中においてやはり管理職がきちっと窓口立っていくですとか、生活指導主任とか学年主任とか、1人では対応しないということがとても重要なことなのかなというのは、今回のケースで分かるのではないかなと思っております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

#### 4 生涯学習推進課の8月事業予定について

#### 5 図書館・郷土資料館の8月行事予定について

#### 6 8月指導室事業予定について

○教育長 次に、「生涯学習推進課の8月事業予定について」「図書館・郷土資料館の8月行事予定について」「8月指導室事業予定について」、この3件の定例報告につきましては配布資料のとおりです。各案件についてご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほか何かありますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○教育長 なければ、これもちまして閉会といたします。

次回は定例会を8月8日火曜日、午前10時から911・912会議室での開催予定です。よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午後4時23分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 薩 田 知 子